

平成30年 第5回別府市農業委員会総会議事録

日 時	平成30年5月7日（金）午後2時40分		
場 所	別府市役所農業委員会室		
招集者	別府市農業委員会 会長 恒松 直之		
議 事			
	日程第1 議事録署名委員の指名		
	日程第2 議案事項		
	<p>議案第1号 非農地通知について</p> <p>議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農地利用集積計画の決定について</p> <p>議案第3号 農地転用事業計画変更について</p> <p>議案第4号 農業委員会規程第9条の規定による専決事項の報告について</p> <p>1 農地法第3条の3の規定による届</p> <p>2 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届</p> <p>3 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届</p> <p>報告第1号 農地法第18条第6項の規定による賃貸借権の解約受理について（合意解約）</p> <p>報告第2号 開発行為事前協議申入に対する協議結果の報告について</p>		
	日程第3 その他		
出席委員	7名	※ 番号は議席番号	
	1番 齊藤 孝一	2番 佐藤 進蔵	

	3 番 園田 喜久男	4 番 恒松 直之
	5 番 星野 賢一	6 番 久保 賢一
	7 番 浜川 和久	
出席職員	事務局長 宮森 久住 補佐 吉田 悠子 主任 木元 佳子	
	午後 2 時 40 分 開会	
局 長	<p>それでは、只今より平成 30 年第 5 回別府市農業委員会総会を開会いたします 本日の総会の出席委員数は 7 名で、委員定数 7 名に対し過半数を超えています ので、総会会議規則第 6 条により本日の総会は成立いたしましたので、ご報告 申し上げます。</p> <p>ここで、お願いがございます。</p> <p>議案に上程いたしました案件について質疑等がございましたら、挙手をして いただき議長の承認のうえ発言していただきたいと思ひます。</p> <p>それから、総会の開催中は携帯をマナーモードにするか電源をお切りくださ るようお願いいたします。</p> <p>また、やむをえず離席する場合は、議長に許可をもらってください。</p> <p>それでは、会長、お願いいたします。</p>	
議 長	<p>これより会議を開きます。</p> <p>本日の総会議事録署名委員の選出について、私の方から指名いたしたいと思 ひますが、よろしいでしょうか。</p>	
各委員	異議なし。	
議 長	<p>ご異議がないようでありますので、1 番齊藤委員、3 番園田委員を指名いたし ます。</p> <p>よろしくお願いいたします。</p> <p>本日の総会議案は、お手元に配布いたしております議案第 1 号「非農地通知 について」が 2 件、議案第 2 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定 による農用地利用集積計画の決定について」が 2 件、議案第 3 号「農地転用事 業計画変更について」が 1 件、議案第 4 号農業委員会規程第 9 条の規定による 専決事項の報告についてで、「農地法第 3 条の 3 の規定による届」が 1 件、「農</p>	

	<p>地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届」が3件、「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届」が5件、報告第1号「農地法第18条第1項第2号の規定による賃貸借権の解約受理について」（合意解約）が1件、最後に、報告第2号「開発行為事前協議申入れ等に対する協議結果の報告について」が2件、それから、その他となっております。</p> <p>それでは、議案第1号の1及び2の「非農地通知について」事務局より一括説明願います。</p>
事務局	<p>座って説明させていただきます。</p> <p>この2件は平成26年度の農地パトロールにおいて、赤地の荒廃農地と判断された農地であり、平成27年8月6日付けにて、「相続の登記が終了した場合、農業委員会に連絡して下さい」との通知分を送付しておりました。今回その通知をご持参され、相続終了の申し出がありましたので、非農地通知の承諾、承認を受けるものです。</p> <p>議案第1号 非農地通知について</p> <p>番号1</p> <p>所有者 別府市荘園町△組 ○○○○</p> <p>土地の所在、大字内成字シモハタ△番 地目 畑、地積△㎡</p> <p>都市計画区域は都市計画区域外、</p> <p>番号2</p> <p>所有者 別府市荘園町△組 ○○○○</p> <p>土地の所在、大字内成字ヒカサコ△番 地目 畑、地積△㎡</p> <p>都市計画区域は都市計画区域外、</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今、事務局の説明が終わりました。</p> <p>議案第1号の1について、何かご意見はございませんか。</p>
委員	<p>意見なし。</p>

議 長	<p>別にご異議もないようですので、議案第1号の1「非農地通知について」は、承認することに決定いたしました。</p> <p>次に、議案第1号の2について、何かご意見はございませんか。</p>
委 員	意見なし。
議 長	<p>別にご異議もないようですので、議案第1号の2「非農地通知について」は、承認することに決定いたしました。</p> <p>次に、議案第2号の1及び2の「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」事務局より一括説明願います。</p>
事務局	<p>ご説明いたします。</p> <p>議案第2号は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画の決定についてです。</p> <p>番号1</p> <p>利用権を設定する者 別府市天間△組 ○○○○</p> <p>利用権を受ける者は、別府市城島△組 ○○○○</p> <p>区分 農用地区域、</p> <p>利用権を設定する土地は、大字東山字久保田前△番 田（田）△㎡、場所は○○です。</p> <p>利用権の種類は賃借権、利用方法は水稻栽培として</p> <p>期間は、2018年5月7日から2023年5月6日まで支払い方法は直接支払です。</p> <p>利用権を設定する理由、設定する者は、利用権の設定者の希望により、引き続き貸付けしたい。</p> <p>受ける者、以前より借り受けしている農地を引き続き耕作したい。</p> <p>番号2</p> <p>利用権を設定する者 別府市城島△組 ○○○○</p> <p>利用権を受ける者は、別府市田の口△組 ○○○○</p> <p>区分 農用地区域、</p> <p>利用権を設定する土地は、大字東山字久保田前△番 田（田）△㎡、場所は○○です。</p>

	<p>利用権の種類は賃借権、利用方法は施設野菜栽培として 期間は、2018年5月7日から2023年5月6日まで支払い方法は直接支払です。 利用権を設定する理由、設定する者、高齢、体調不良により耕作困難なため。 受ける者、以前より借り受けしている農地を引き続き耕作したい。 以上です。</p>
会 長	<p>事務局の説明が終わりました。 議案第2号の1について、何かご意見はございませんか。</p>
委 員	意見なし
議 長	<p>別にご異議もないようですので、議案第1号の2「農業経営基盤強化促進法第 18条第1項の規定による農地利用集積計画の決定について」は、承認すること に決定いたしました。 次に、議案第2号の2について、何かご意見はございませんか。</p>
委 員	異議なし。
議 長	<p>別にご異議もないようですので、議案第2号の2「農業経営基盤強化促進法第 18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」は、承認すること に決定いたしました。 次に、議案第3号 「農地転用事業計画変更について」事務局より説明願いま す。</p>
事務局	<p>ご説明いたします。 〇〇が平成23年3月1日付で、大分県東部振興局へ農地法第5条の規定によ り許可を受けた転用計画であります。 当初、平成23年度〇〇工事の第1期造成工事として道路隣接地の擁壁工事、 ブロック積工・立入防護柵工事を完了いたしました。 第2期工事以降は、平成33年度に工事完了予定でありましたが、平成28年 度〇〇策定に伴い、事業の優先順位が見直され、年次計画が変更となりました。 今回、2期工事の着工予定が平成43年度に変更となりましたが、当初、大分 県東部振興局へ転用計画の申請をいたしておりますが、平成28年度に別府市へ 事務が移管されたことに伴い、「農地転用事業計画変更について」ご審議願うも</p>

のであります。

議案第 3 号 農地転用事業計画変更について

平成 23 年 3 月 1 日付け指令東局農振第 50-11 号で農地法第 5 条の規定により許可を受けた転用計画について

当初所有者 別府市上野口△番 ○○

届出の所在、大字南立石字上ノ田△番 畑（山林）△㎡

都市計画区域は、市街化調整区域、転用目的は○○用地

事業計画 ○○事業における○○区域を拡大するための○○工事計画。当初計画の 1 期造成工事として平成 23 年度に擁壁工事、ブロック積工・立入防護柵工事を完了。最終工事完了は平成 33 年度予定。

変更後は事業計画が平成 28 年度の○○計画の策定により、事業の優先順位が見直され、年次計画が変更になった。そのため 2 期工事着工予定が平成 43 年度に変更になった。

以上です。

議 長

ただ今、事務局の説明が終わりました。

本事業につきましては、平成 28 年度○○計画策定に伴い、ライフラインとして市民の生命を守る○○事業から最優先し、年次計画が変更となりました。

議案第 3 号について、何かご意見はございませんか。

委 員

意見なし

議 長

別にご異議もないようですので、議案第 3 号「農地転用事業計画変更について」は、承認することに決定いたしました。

次に、議案第 4 号「農業委員会規程第 9 条の規定による専決事項の報告について」のうち、1 の「農地法第 3 条の 3 の規定による届」、2 の「農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届」、3 の「農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届」について、事務局より一括説明願います。

事務局

ご説明いたします。

議案第4号は、農業委員会規程第9条の規定による専決事項の報告でございます。

1 農地法第3条の3の規定による届です。

番号1番 申請人 別府市大字浜脇△番地 ○○○○、土地の区分は、市街化区域

届出の土地は、大字浜脇字川久保△番 田（荒地）△㎡

場所は田の口全体に点在しております。

権利の取得日は平成30年2月7日、事由は相続により所有権を取得しました。あつせん希望がございます。

届出の日は、平成30年4月2日です。

続きまして、2 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届です。

番号1番 申請人 別府市石垣西△丁目△番△号 ○○○○、職業○○

土地の区分は、市街化区域

申請の土地は、石垣東△丁目△番 田（畑）△㎡

場所は石垣東△丁目△番、○○から東へ△m付近です。

施設の概要は、○○用地として木造2階建て2棟△㎡

転用の時期は届出受理後、専決年月日は平成30年4月6日です。

番号2番 申請人 別府市石垣西△丁目△番△号 ○○○○、職業○○

土地の区分は、市街化区域

申請の土地は石垣西△丁目△番 田（宅地）△㎡

場所は、石垣西△丁目△番、○○から東へ△m付近です。

施設の概要は、○○として木造平屋建て△㎡、

転用の時期は届出受理後、専決年月日は平成30年4月10日です。

番号3番 申請人 別府市石垣西△丁目△番△号 持分2分の1 ○○○○
外1名、職業○○

土地の区分は、市街化区域

申請の土地は、石垣西△丁目△番1 田(駐車場) △m²

場所は、石垣西△丁目△番、〇〇から北へ△m付近です

施設の概要は、〇〇用地として砂利敷き△m²、

転用の時期は届出受理後、専決年月日は平成30年4月17日です。

3 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届です。

番号1番

譲渡人 福岡県北九州市若松区大字蛭住△番地 〇〇〇〇、職業〇〇

譲受人 別府市大字鶴見△番地 〇〇〇〇、職業〇〇

土地の区分は、市街化区域

届出の土地は、大字鶴見字上サ△番 田(畑) △m²

場所は小倉△組、〇〇から北西へ△m付近です。

施設の概要は、〇〇として△m²、転用の時期は届出受理後、

専決年月日は、平成30年3月30日です。

番号2番

譲渡人 別府市亀川四の湯町△番△号 〇〇〇〇、職業〇〇

譲受人 別府市古市町△番△号 〇〇〇〇、職業〇〇

土地の区分は、市街化区域

届出の土地は、大字内竈字関ノ江△番 田(雑種地) △m²

場所は、古市町△組、〇〇から東へ△m付近の埋め立て地の一角です。

施設の概要は、〇〇として、△m²、転用の時期は届出受理後、

専決年月日は、平成30年4月3日です。

番号3番

譲渡人 茨城県取手市西△丁目△番△号 〇〇〇〇、職業〇〇

譲受人 別府市大字北石垣△番地 〇〇〇〇、職業〇〇

土地の区分は、市街化区域

届出の土地は、大字北石垣字塚原△番 田（荒地）△㎡
場所は、上平田△組、〇〇から南西へ△m付近です。
施設の概要は、〇〇用地として砂利敷き△㎡
転用の時期は届出受理後、専決年月日は、平成 30 年 4 月 6 日です。

番号 4 番

譲渡人 別府市大字鶴見△番地 〇〇〇〇、職業〇〇

譲受人 別府市船小路町△番 〇〇〇〇、職業〇〇

土地の区分は、市街化区域

届出の土地は、大字鶴見字下森山△番 田（畑）△㎡

場所は、実相寺△組、〇〇から北西へ△m付近です。

施設の概要は、〇〇用地として木造 2 階建て 2 棟△㎡

転用の時期は届出受理後、専決年月日は、平成 30 年 4 月 10 日です。

番号 5 番

貸付人 別府市大字鶴見△番地 〇〇〇〇、職業〇〇

借受人 大分市大字横尾△番地 〇〇〇〇、職業〇〇

土地の区分は、市街化区域

届出の土地は、大字鶴見字八川△番 田（雑種地）△㎡

場所は北中△組、〇〇の北側です。

施設の概要は、〇〇用地として共同住宅 1 棟△戸△㎡

転用の時期は届出受理後、専決年月日は、平成 30 年 4 月 11 日

以上です

議 長

4 ページの〇〇さんをつかると分かりますか。

この土地のいくつかは、〇〇さんと仮契約しているはずである。

注意だけしていただきたいと思います。

事務局

はい、〇〇〇〇さんの件は分かりませんが、申請地の大字浜脇字宝万寺△番から下の 5 筆は平成 26 年度に赤地の荒廃農地となっており、それ以外は黄色の 1 号遊休農地になっています。

議 長	<p>赤地と黄色地になっているのなら、問題ないと思いますが浜脇地区の方は見ておいて下さい。</p> <p>事務局の報告した案件は、専決事項であり、報告事項でございますのでご了承下さい。</p>
議 長	<p>今の質問については以上です。</p> <p>次に、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による賃貸借権の解約受理について」（合意解約）、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>ご説明いたします。</p> <p>報告第1号1 農地法第18条第6項の規定による賃貸借権の解約受理について」（合意解約）です。</p> <p>番号1番 申請人の住所・氏名 賃貸人 別府市大字内竈△番地 ○○○○、 賃借人 別府市大字内竈△番地 ○○○○ 外△名、 届出の土地は、大字内竈字上別府△番 田（畑）△㎡ 理由は合意解約です。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局の説明が終わりましたが、この件につきましても、報告事項でございますので、ご了承下さい。</p> <p>最後に報告第2号「開発行為事前協議申入等に対する協議結果の報告について」事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>報告第2号 開発行為事前協議申入に対する協議結果の報告について 番号1番</p> <p>申請者の住所・氏名 大阪府堺市堺区石津北町△番地 ○○○○ 開発区域 石垣西△丁目△番 外△筆 合計△㎡ 場所は石垣西△丁目△番、○○から北東へ△mです。 都市計画区域は市街化区域 開発目的 事務所用地です。</p>

事務局の所見 申請地は、農地でないため意見なし。周辺に農地があるか確認し、被害が生じる恐れがある時や生じた時は責任を持って対処してください。また、排水等を水路に流す場合には水路関係者に承諾を得てください。

番号2番

申請者の住所 別府市大字南立石△番地 ○○○○

開発区域 大字鶴見△番地 外△筆

場所は小倉△組、○○から南へ△m付近です。

都市計画区域は市街化区域・市街化調整区域

開発目的 ○○用地として

事務局の所見 農地であるか確認するため、登記事項証明書及び字図を提出してください。農地の場合は、農地法所定の手続きが必要です。また、周辺に農地がある場合、被害が生じる恐れがある時や生じた時は責任を持って対処してください。また、排水等を水路に流す場合には水路関係者に承諾を得てください。

番号2番については、協議申入れ時点においては記載のとおり回答致しましたが、その後、許可申請が提出され、4月総会にてご審議のうえ許可済みでございます。

以上です。

議長

ただ今、事務局の説明が終わりましたが、この件につきましても報告事項でございますので、ご了承ください。

次に、その他ですが、平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価、平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画について事務局より説明願います。

なお、この件につきましては、「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の基となる数値で、毎年度、県農業会議に報告をいたしております。

事務局

平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価を読んで説明いたします。

1 農業委員会の状況（平成30年3月31日現在）です。これは農業センサス、及び農林水産省の耕地統計面積等によるものです。

(1) 農業の概要、耕地面積 田 278 m²、畑 65 m²、計 343 m²。経営耕地面積 田 122.4 m²、畑 58.6 m²、計 181 m²。遊休農地面積、田 11.7 m²、畑 5.8 m²、計 17.5 m²。農地台帳面積 田 440 m²、畑 219.6 m²、計 659.6 m²です。

農家数、総農家数 433 戸自給的農家数 223 戸、販売農家数 210 戸です。農業者数、307 人、その内 136 人が女性、29 人が 40 歳以下です。経営数、認定農業者が 35 人、認定新規就農者が 1 人、集落営農経営が 1 組織です。

(2) 農業委員会の現在の体制は、旧制度に基づく農業委員会が平成 29 年 7 月 19 日までの任期で 13 人でありました。新体制に基づく農業委員会は平成 32 年 7 月 19 日任期満了で農業委員数 7 名、その内認定農業者が 4 名、その他が 2 人、中立が 1 人、農地利用最適化推進委員が 7 名の 14 人でございます。

次のページをお開きください。

2 担い手への農地の利用集積・集約化

(1) 現状及び課題

管内の農地面積は 343 h a、これまでの集積面積は 20.4 h a、集積率は 5.95% です。課題は農業従事者の超高齢化や後継者不足が進む中、農地の受け手となる認定農業者も高齢化が進むことで、農地の利用集積・集約化が妨げられ遊休農地の発生が懸念される。です。

(2) 平成 29 年度の目標及び実績

29 年度の目標が 20 h a、集積実績が 20.4 h a、その内新規が 4.9 h a、達成率は 102%でした。

(3) 目標に向けた活動

活動計画、8 月～9 月の現況調査の中で後継者のいない農家などを中心に利用権設定を推進する。また、東山地区は集落営農法人化に伴い、内成・天間地区も集落営農組織設立に向け、農林水産課や J A と農業委員等で農地の確保・保有 利用を図る。

活動実績、8 月～9 月の現況調査の中で後継者のいない農家などを中心に利用

権設定を推進した。また、毎月1回農業委員による農地農業相談を実施した。さらに、2月23日～3月9日の集落説明会にて「農地利用の最適化」について農業委員及び農地利用最適化推進委員が重点的に説明をした。

(4) 目標及び活動に対する評価

目標に対する評価、農業者に農地利用最適化の推進について説明する中で、初期の目標の達成に至ったが、若手の担い手育成のため、より一層各関係機関が連携していく必要がある。

活動に対する評価、農地農業相談、各種説明会の機会を利用し農業委員会の活動の説明等に努めた。また、農業委員と最適化推進委員が協力し継続的な集積活動等により利用権設定に至った。です。

3 新たに農業経営を営もうとする者の参入促進

(1) 現状及び課題

新規参入の現状は過去3年間の結果です。

課題は中山間の農地が大半で一団の農地は少なく、認定農業者の超高齢化や後継者不足が進む中、新規就農者や後継者の担い手を育成する環境が整っていない。

(2) 平成29年度の目標及び実績は目標が1経営体、0.4haでしたが、実績は2経営体、0.95ha、達成率は200%を超える結果となりました。

(3) 目標の達成に向けた活動

活動計画は農林水産課と協力し、新規就農者や規模拡大の担い手に対し、農地農業相談や地域の集会等で農業委員及び農地利用最適化推進委員を中心に新規就農支援に努める。

活動実績は毎月第3木曜日の「農地農業相談」にて農業委員が新規就農者等の相談業務を実施するとともに、農地受入れ希望者に市内各所の農地を案内し新規就農支援に努めた。また12月23日の「わくわく農産品フェア等」にて新規就農相談等実施。

(4) 目標及び活動に対する評価として

目標に対する評価、農業者に農地利用最適化の推進について説明する中で、

初期の目標の達成に至ったが、新規就農者育成のため、より一層各関係機関が連携していく必要がある。

活動に対する評価、農地農業相談、各種説明会の機会を利用し農業委員会の活動の説明等に努め、農業委員と最適化推進委員が協力し継続的な集積活動等により新規就農者の利用権設定に至ったが、さらなる新規就農者の掘り起こしのため活動を行う必要がある。です。

次のページをお開き下さい。

4 遊休農地に関する措置に関する評価

(1) 現状及び課題

管内の農地面積 343 h a の内、遊休農地面積は 17.5 h a、割合は 5.1%、課題は別府市の農地は中山間の農地が大半で一団の農地は少なく、超高齢化や後継者不足により、遊休農地は年々増加傾向にある。です。

(2) 平成 29 年度の目標及び実績は解消目標 0.4 h a でありましたが、面積が増えておりますので、実績は 0 になります。

(3) 2 の目標の達成に向けた活動

活動計画は昨年 8 月から 9 月に実施した農地パトロールの計画を記入して致しました。

活動実績、農地の利用意向調査は、昨年度の農地パトロールによる結果が、農地法第 32 条第 1 項第 1 号の黄色 1 号遊休農地が 41 筆 4.3 h a、法第 32 条第 1 項第 2 号 保全管理の 2 号遊休農地が 208 筆 13.2 h a、法第 33 条の耕作放棄地予備軍の農地はございませんでした。

その他の活動として 2 月～3 月にかけての集落説明会等にて規模拡大を希望する認定農業者等の担い手に対し、積極的に呼びかけを行った。遊休農地解消を目的として、遊休農地のさつま芋の植え付けを行った。

(4) 目標及び活動に対する評価

目標に対する評価、農業委員及び農地利用最適化推進委員がより丁寧な現地状況調査を行ったことにより、遊休農地面積は増えたが、すべての所有者に対して意向調査を行なったことで意向が明確になった。また農地利用最適化推進

委員を中心にアンケート調査・個別訪問等も実施したことで、農地所有者の今後の意向がより明らかになった。

活動に対する評価、2月～3月にかけての集落説明会等にて規模拡大を希望する認定農業者等の担い手に対し、積極的に呼びかけを行った。遊休農地に対することで、意識の向上につながった。農業委員及び農地利用最適化推進委員の通常活動での発生を防止する活動を継続していくことが引き続き必要と判明した。です。

5 違反転用への適正な対応

(1) 現状及び課題、平成29年度の違反転用面積はありません。

課題は 農地の転用許可に対し、所有者が認識不足である。また、故意に違反転用を行った場合の懲役・罰金等が科せられる等の啓発不足も課題である。農地の転用許可に対し、所有者が認識不足である。また、故意に違反転用を行った場合の懲役・罰金等が科せられる等の啓発不足も課題である。

(3) 活動計画・実績及び評価は

活動計画、8月～9月にかけて実施する現況調査の中で違反転用の発見に努めると共に、地区農業委員が地域の集会等で、農地転用になった際には農業委員会への許可を仰ぐよう農地所有者に情報を発信する。

活動実績、8月～9月にかけて実施した現況調査の中で違反転用の発見に努め、地区の集落説明会等を活用し農業委員及び農地所有最適化推進委員が違反転用しないよう農地所有者に情報を発信したことで、違反転用は報告されなかった。

活動に対する評価、8月～9月にかけて実施する現況調査の中で農業委員及び農地利用最適化推進委員が監視に当たった。また、最適化推進委員の農地パトロールにおいても確認している。です。

6 農地法等によりその権限に属された事務に関する点検

7 地域農業者等からの主な要望・意見及び対応内容、

8 事務の実施状況の公表等は別紙をご覧ください。

以上が、平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価、実績でございます。

議 長	<p>平成 29 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価、実績でございますが、説明のとおり県農業会議へ報告いたします。</p> <p>また、平成 30 年度の目標及びその達成に向けた活動計画については、6 月末までに県農業会議へ報告をとということで、ございますので、6 月総会の際にご承認いただければと思いますので、平成 29 年度と比較してご意見をよろしく願います。</p> <p>以上で、本日の議事日程は、すべて終了いたしました。</p>
午後 3 時 42 分	<p>上記会議の顛末を録し、相違ないので、署名押印をする。</p> <p>議 長 会 長 印</p> <p>署名委員 1 番 委 員 印</p> <p>署名委員 3 番 委 員 印</p>